

# 論文審査の結果の要旨

氏名 杉浦美紀子

本論文は序章を含む5章から構成されており。序章では、日本における水価制の導入を研究の対象とした経緯、研究の背景、本論文の目的と意義が述べられている。第1章では、水価制の定義、その導入に対する制約条件、本論文での論点が記されている。第2章では、灌漑用水の経済財としての性質と、私的財あるいは公的供給すべき財とに見なす根拠に関して、先行研究の概観を含めて詳述されている。第3章では、本研究の枠組み内で実施した新潟県佐渡市での事例研究の結果を踏まえて、経済的機能に関する制約条件への反論が展開されている。第4章では、宮崎県北川町での事例研究に基づいて、財政的機能に関する制約条件の見当が為されている。論文の最後に、「結語」として、研究から得られた知見と考察が呈示されている。

日本国内の灌漑用水への水価制導入の可否は、経済原理の拡大をどこまで許容するのか、という文脈で否定的に語られることが多い。本論文は、日本国内における議論が水価制導入をめぐる論点のうち否定的な要素だけに偏っていること、および灌漑用水の「環境用水」としての価値が極端とすら思える程に強調されていることを指摘している。その上で、敢えて水価制導入可能性の検討と、水価制という制度の政策的意義を再考することで、従来の議論では見えてこなかった側面を明らかにすることを試みている。

灌漑用水は公共財ではなく「公的供給すべき私的財」として分類されるべきであるとの見解から、灌漑用水の「公」または「共」を過度に強調してプライシング導入の可能性を否定することは妥当ではないと結論づけている。また、日本に於ける「水」と「土」の結びつきは、従来考えられてきたほど堅固なものではなく、ある一定の条件下では両者の結びつきは弱くなる可能性があることを過去の事例から指摘することで、水価制導入の可能性が示唆されている。

他方、農業従事者によるコスト負担への配慮がもたらす制度的歪みが従来の日本農政において既にみられることから、そのような状況下で更なる負担を負わせることは、水価制導入をより難しくすることが指摘されている。政策的意義に関しては、高齢化・担い手不足による農業の粗放化により従来の水利組織の維持が困難といえる地域においては、手間のかかる用水管理の労務を軽減したり、時間や機会費用がかかる水利組織への参加に代わったりする役割をプライシングに期待することで、結果的に用水管理コストの低減をはかることができる可能性が指摘されている。

第三次水路のみならず第一次水路における維持・管理費用まで負担する土地改良区の財政的現状は厳しく、そのコスト負担を補う形で従来与えられてきた農政上の補助制度は、国際的・国内的な議論の推移から、既に限界にきており、その弊害として、中小規模の土地改良区、特に本論文が対象地としたような中山間地においてはコスト負担を理由のひとつとして離農が進んでいる。そのような局面では、一定以上のコスト負担から土地改良区などの農業従事者を解放するとともに、離農の進んだ地域における森林の荒廃や河床の上昇などの問題に対して有意な対策を行う為の手段として、「公的供給」を認めることができる事が示唆されている。

このように、本論文では、日本における灌漑用水への水価制導入は、「公」による関与と一定の費用負担といった制度の再構築を必要とすることから、その導入によって「公」の関与を見直し、同時に米価の買い支えや土地改良事業などと結びついた歪んだ補助構造の改善を促す可能性があることが指摘されている。また、副次的な効果として、用水管理費用の節減に寄与し、営農面積の維持、農業従事者数減少への歯止め、山・川・田の連続性の再認識を促すなど、農政上有効な手段となる可能性が示唆されている。

本論文は、水価制導入に関して従来の硬直化した議論の陥穼を指摘すると共に、現在の日本で水価制を導入することの積極的な意義を、経済、環境、社会などの側面に於いて見いだすことに成功しており、その知見の斬新さと検証の緻密さから、博士（国際協力学）の学位を授与するに値すると認める。